

BTMU CHINA WEEKLY

〔年頭ご挨拶〕

平素より三菱東京 UFJ 銀行をお引き立て賜り、洵にありがとうございます。
年頭にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

ご高承の通り、中国経済は 1979 年の改革開放以降 30 年以上に亘り目覚ましいスピードで発展を遂げて参りました。足下 10 年間では、自由貿易協定(FTA)締結や人民元建て貿易決済の推進などにも戦略的に取組んできており、貿易面では既に日本を凌駕する存在となっています。2012 年以降は成長速度も落ち着きを示しつつありますが、依然として GDP 成長率は 7% 台を維持しており、今後も中国の存在感は揺るがないと思われます。

中国政府は、ここ最近のこうした経済状況を「新常态(ニュー・ノーマル)」と称し、成長の質や生産性の向上に重点を置く、新たな発展段階への移行をアピールしています。また、成長モデルの転換に向けて「中国(上海)自由貿易試験区」を2013年9月より発足させてもいます。この自由貿易試験区政策は 3 年程度の試行を経て中国全土への展開が計画されており、本年 3 月には広東省、天津市、福建省への設置を予定しています。貿易、投資、金融、行政の各分野で規制緩和を進め、内需とサービス業主導型の成長モデルへと転換を図っていく方針とみられます。

斯かるなか、弊行は中国現地法人の三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司傘下に上海自貿試験区出張所(2014 年 1 月)、蘇州支店(同、6 月)を開設し、中国大陸内に全 18 拠点を展開してサービス拡充を図って参りました。

また、本邦に於いては中国をはじめアジア、欧米の最新情報のメール配信、各種セミナーの開催等により、お客様のグローバル事業戦略策定のお手伝いをさせて頂いております。

邦銀随一の歴史とグローバルネットワークを有する弊行並びに弊行グループを今後も一層ご活用頂ければ幸いです。内外拠点一体となっておお客様のビジネスをご支援申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

三菱東京 UFJ 銀行
執行役員 国際業務部長
新家良一

CHINA WEEKLY

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- ・12月の製造業 PMI 指数 50.1 3ヶ月連続で下落
- ・人民銀行 2014 年第 4 四半期景況感アンケート 企業・銀行の景況感低下
- ・国務院常務会議 増値税の輸出還付制度の改善決定

【貿易・投資】

- ・新たな自由貿易試験区 3 月よりスタート
- ・国務院常務会議 「走出去」に対する金融支援の強化を決定
- ・2014 年賃上げガイドラインを 22 地域が発表 引き上げ幅は縮小傾向

■ 人民元レビュー

- ・2014 年のレビュー

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- ・「不動産登記暫定施行条例」
- ・「一般租税回避防止管理弁法(試行)」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆12月の製造業 PMI 指数 50.1 3ヶ月連続で下落

中国物流購買連合会、国家統計局の1月1日の発表によると、12月の製造業 PMI 指数は前月より0.2ポイント下落して50.1となった。3ヶ月連続で下落し、2014年の最低値となったが、引き続き景気分岐点の50を上回った。

主要項目別では、工業製品価格の持続的な下落や製造業の投資余力不足等の影響を受け、生産指数が前月比▲0.3ポイントの52.2、新規受注指数が同▲0.5ポイントの50.4と何れも下落した。一方、新規輸出受注指数は同+0.7ポイントの49.1と景気分岐点の50を下回ったものの、前月より上昇した。

企業規模別では、大企業が同▲0.2ポイントの51.4、小企業が同▲2.1ポイントの45.5と下落したものの、中企業は同+0.3ポイントの48.7と小幅に上昇した。

一方、12月の非製造業 PMI 指数は前月より0.2ポイント上昇して54.1と2ヶ月連続で上昇した。サービス業が前月比+0.7ポイントの53.3と好調を維持していることが上昇の要因と見られる。

国家統計局は、先に開かれた中央経済工作会议における2015年の経済運営方針に沿って、「新常态(ニューノーマル)」に順応しつつ、産業の構造転換と高度化の推進が必要と強調している。

◆人民銀行 2014 年第 4 四半期景況感アンケート 企業・銀行の景況感低下

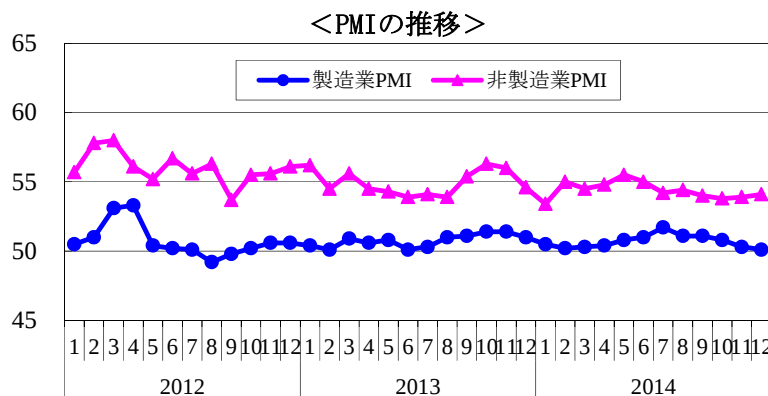
中国人民銀行は12月22日、企業、金融機関、都市部預金者を対象とした2014年第4四半期の景況感アンケート調査を発表した。企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期より1.1ポイント低下して31.1となり、4期連続で低下した。足元の景気について、「正常」と感じる人の割合は前期の60.9%から59.0%に減少、「冷え気味」は前期の37.4%から39.4%に増加した。

一方、銀行経営者のマクロ経済景況感指数は前期より2.9ポイント低下して26.3となり、2012年第3四半期以来の低水準となった。足元の景気について、「正常」と感じる人の割合は前期の56.1%から49.8%に減少、「冷え気味」は前期の42.8%から48.8%に増加した。

預金者は、足元の物価について、「高すぎて受け入れ難い」と感じている人の割合が前期の54.0%から52.9%に減少し、今後の物価については、「不変」とする割合が前期の50.2%から50.1%に微減、「上昇」が前期の31.5%から32.5%に増加、「下落」が6.7%から6.6%に減少した。また、足元の不動産価格については、「高すぎて受け入れ難い」と感じている人の割合が前期の59.5%から58.8%に減少。今後の不動産価格については、「不変」と予想する割合が前期の51.6%から52.5%に増加、「上昇」が前期の19.2%から17.3%に減少、「下落」が前期の15.8%から16.4%に増加した。

◆国務院常務会議 増値税の輸出還付制度の改善決定

12月31日に開催された国務院常務会議で、輸出に伴う増値税還付制度を見直し改善することが決定した。貿易促進を目的としている。具体的な措置として、①審査認可権の委譲(生産企業の増値税還付について地(市)級(省と県の間クラスと市レベル)国税局から所在県(区)に権限を委譲)、②分類管理の実施(信用度の高い企業に対しては「先に税還付、後で審査」を実施し、信用度の低い企業に対しては厳格に審査)、③インターネットによる税還付申告等複数の納税申告方式の採用、④一部製品の増値税の輸出還付率調整(1月1日から血管用ステント、電動自転車、塗装ロボット等の増値税還付率を引き上げ、ボロン鋼類製品については増値税還付を取り消す)を挙げた。



(出所)：中国物流購買連合会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【貿易・投資】

◆新たな自由貿易試験区 3月よりスタート

全国人民代表大会常務委員会は12月28日の会議で、2015年3月1日より、広東省、天津市、福建省における新たな自由貿易試験区(自貿区)の発足と、既存の上海自貿区の対象地域の拡大を決定^(注1)した。

今回の決定は、昨年12月12日開催の国務院常務会議で決まった自貿区拡大の方針に沿ったもので、新設の広東、天津、福建の3つの自貿区及び上海自貿区の拡張区域の対象範囲を明確にした。また、新たな自貿区について、既存の上海自貿区と同様に、外資企業の設立、経営等に関する一部の行政審査認可手続きを一時停止して届出管理に変更する。

また、新たに発足する自貿区については、それぞれの地域の特徴を活かす形で、広東省は香港・マカオとの一体化、福建省は台湾との連携、天津市は北東アジアに向かった

「京津冀^(注2)経済圏」の発展を目指し、上海自貿区についても、従来からの強みである貿易・物流機能に、陸家嘴金融区の金融、金橋開発区の先進的製造業、張江ハイテク区のイノベーション機能を加えることで、改革の試行内容を充実させるという。

(注1):「中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区拡張区域において、関連の法律が規定した行政審査認可の一時調整を国務院に授権することについての決定」

(注2):北京市、天津市、河北省

◆国務院常務会議「走出去」に対する金融支援の強化を決定

李克強首相は12月24日の国務院常務会議で、今後「走出去(対外投資)」に対する金融面での支援を強化していくことを発表した。

国内の余剰生産能力問題の解決、海外における新たな発展余地の開拓、中国製品の国際競争力の向上、製造業と金融サービス業のレベルアップに繋がる重要な施策と位置づけ、具体的には、以下について重点的に実施するとした。

①対外投資の外貨管理手続きの簡素化、関連送金・両替の事前届出義務の廃止、②域内企業・商業銀行による域外人民元債券発行について、発行地域制限の撤廃^(注)、③域外における上場、合併・買収、銀行支店開設手続きの簡素化、④プラント輸出に対する銀行担保の積極的な提供、⑤政策性銀行の機能強化、債券や基金等による長期外貨資金の支援強化、⑥クロスボーダー人民元決済システムの改善、⑦短期輸出信用保険市場の開放、海外投資保険の発展、⑧対外投資関連の情報・法律・領事サービスの改善。

(注):中国本土企業による域外人民元債券発行は、これまで原則香港市場に限定されていた。

◆2014年賃上げガイドラインを22地域が発表 引き上げ幅は縮小傾向

2014年末までに、22の省・直轄市・自治区政府が2014年企業賃上げガイドラインを発表した。広東省を除く21地域で賃上げの基準ラインが10%以上に設定されたが、引き上げ幅が前回の発表を上回った地域は江西省のみとなった。うち、天津市、山東省、四川省、甘粛省の4地域は前年より3.0%低く、下げ幅が最も大きかった。

企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部門が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の3ラインが提示される。法的強制力はないが、企業は自社の業績・支払能力を踏まえ、同ガイドラインを目安に当該年度の賃金上昇率を調整するほか、労使交渉の際のベースともなる。

< 中国における自由貿易試験区一覧(2015年3月以降) >

名称	対象区域		面積 (km²)	
中国 (広東) 自由貿易試験区	広州南沙新区エリア		116.2	
	深圳前海蛇口エリア			
	珠海横琴新区エリア			
中国 (天津) 自由貿易試験区	天津港エリア		119.9	
	天津空港エリア			
	濱海新区中央商务区エリア			
中国 (福建) 自由貿易試験区	平潭エリア		118.0	
	厦門エリア			
	福州エリア			
中国 (上海) 自由貿易試験区	拡張区域	陸家嘴金融エリア	91.9	120.7
		金橋開発区エリア		
		張江ハイテクエリア		
	既存区域	外高橋保税区	28.8	
		外高橋保税物流園区		
		洋山保税港区		
		浦東空港総合保税区		

(出所) 中国中央政府、上海市政府の発表を基に作成

CHINA WEEKLY

<22地域の賃上げガイドラインの上昇率推移>

				上段:基準ライン 中段:上限ライン 下段:下限ライン							
	2014年	2013年	2012年		2014年	2013年	2012年		2014年	2013年	2012年
北京市	12.0%	12.0%	11.5%	河南省	15.0%	—	15.0%	江西省	14.0%	13.0%	13.0%
	16.0%	16.5%	16.5%		—	—	—		—	17.0%	18.0%
	4.5%	5.0%	4.5%		3.5%	—	4.0%		6.0%	6.0%	6.0%
天津市	13.0%	16.0%	16.0%	陝西省	13.0%	—	13.0%	広東省	9.0%	10.5%	—
	22.0%	22.0%	22.0%		17.0%	—	19.0%		14.0%	16.0%	—
	4.0%	7.0%	7.0%		6.0%	—	5.0%		3.0%	4.0%	—
遼寧省	12.0%	12.0%	—	四川省	11.0%	14.0%	13.0%	青海省	10.0%	10.0%	—
	17.0%	17.0%	—		18.0%	20.0%	20.0%		17.0%	17.0%	—
	5.0%	5.0%	—		4.0%	7.0%	5.0%		4.0%	5.0%	—
山東省	12.0%	15.0%	15.0%	湖北省	10.0%	—	—	広西チワン族自治区	11.0%	12.0%	13.0%
	20.0%	22.0%	22.0%		16.0%	—	—		18.0%	19.0%	22.0%
	4.0%	6.0%	6.0%		4.0%	—	—		2.0%	0.0%	—
山西省	13.0%	—	15.0%	新疆ウイグル自治区	15.0%	16.0%	16.0%	貴州省	12.0%	—	—
	20.0%	—	22.0%		18.0%	19.0%	20.0%		15.2%	—	—
	4.0%	—	4.0%		5.0%	6.0%	6.0%		2.7%	—	—
上海市	12.0%	12.0%	12.0%	河北省	14.0%	—	15.0%	甘肅省	14.0%	17.0%	15.0%
	16.0%	16.0%	16.0%		22.0%	—	23.0%		18.0%	20.0%	19.0%
	5.0%	5.0%	5.0%		6.0%	—	5.5%		6.0%	7.0%	7.0%
吉林省	12.0%	—	15.0%	福建省	12.0%	13.0%	13.0%	内モンゴル自治区	11.0%	12.0%	14.0%
	16.0%	—	20.0%		—	—	18.0%		16.0%	17.0%	18.0%
	4.0%	—	7.0%		3.5%	3.5%	4.0%		3.5%	3.5%	4.0%
								寧夏回族自治区	13.0%	15.0%	—
									17.0%	19.0%	—
									0.0%	0.0%	—

(出所)各地方政府の発表資料に作成

(出所)各地方政府の発表を基に作成

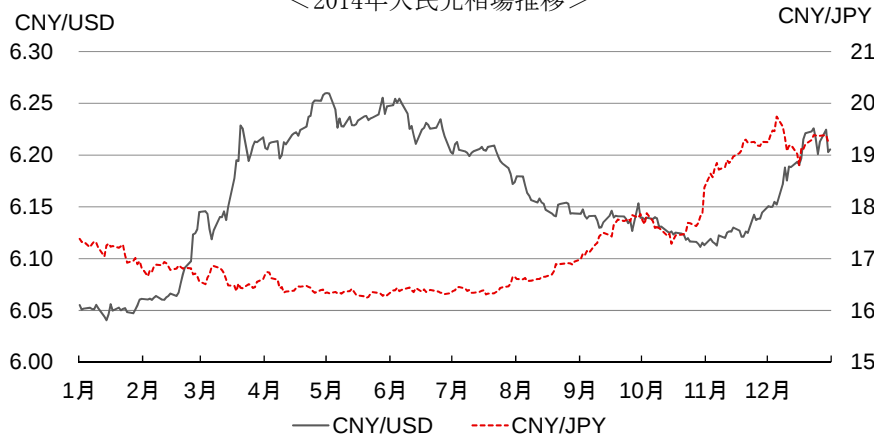
人民元レビュー

◆2014年のレビュー

中国人民元(以下、人民元)の対ドル相場は6.05 台前半で寄り付いた後、中国人民銀行(以下、PBOC)が設定する対ドル基準値の上昇に伴い最高値を更新する 6.04 台前半まで上昇した。だが、2 月中旬以降は元安が進み、2012 年 9 月以来初めて実勢相場が対ドル基準値を下回った。3 月には PBOC による人民元対ドル相場の日中変動許容幅拡大(1%→2%)発表後に急落し、18 ヶ月ぶり安値となる 6.26 台後半を示現した。PBOC は 2 月 19 日に発表した声明で人民元の 1 日の変動許容幅を「秩序ある形で拡大」させると言及していたため、市場では人民元の先高観を牽制するために PBOC が為替介入を実施したとの見方が有力だ。また、人民元の急落を受けて元高期待の投機的な動きは慎重にならざるを得ず、ポジションの調整が進んだ結果、人民元の下落が続いたとみられる。

ただ、貿易黒字が拡大傾向にあった他、対内直接投資のネット流入が続くなど、需給面に見る元高圧力は健在で、元売り一巡後は一旦上昇に転じたが、11 月 21 日の利下げ発表後は弱含み、12 月の人民元は軟調に推移した。原油安を背景に在庫を大きく積み増す輸入業者によるドル買いが優勢であったほか、米雇用統計発表後のドル高や、冴えない結果となった中国貿易統計が嫌気されて元買ポジションに調整が入ったことも、人民元を下押ししたようだ。また、FOMC 後にドル高が進むなか、PBOC が対ドル基準値を元安水準へ設定したことを受けて元売りが強まり、6 月下旬以来の安値水準となる 6.23 台前半を示現。2014 年の人民元の対ドル相場は、人民元を実質切り上げた 2005 年以来初めて、年初水準を下回って越年した。

<2014年人民元相場推移>



(出所):Bloomberg のデータを基に作成

CHINA WEEKLY

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2014.12.22	6.2237	6.2114~ 6.2280	6.2216	0.0014	5.1952	-0.0160	0.80210	0.0001	7.6241	-0.0114	6.5000	3278.20	20.30
2014.12.23	6.2230	6.2190~ 6.2280	6.2260	0.0044	5.1826	-0.0126	0.80260	0.0005	7.6199	-0.0042	3.8000	3179.88	-98.32
2014.12.24	6.2300	6.2154~ 6.2325	6.2163	-0.0097	5.1591	-0.0235	0.80110	-0.0015	7.5794	-0.0405	5.0600	3115.37	-64.51
2014.12.25	6.2185	6.1886~ 6.2187	6.1976	-0.0187	5.1517	-0.0074	0.79665	-0.0045	7.5620	-0.0174	4.5000	3219.91	104.54
2014.12.26	6.1976	6.1972~ 6.2196	6.2129	0.0153	5.1582	0.0065	0.80010	0.0035	7.5744	0.0124	4.2000	3308.52	88.61
2014.12.29	6.2148	6.2117~ 6.2293	6.2218	0.0089	5.1773	0.0191	0.80217	0.0021	7.5841	0.0097	4.6400	3320.64	12.12
2014.12.30	6.2290	6.1940~ 6.2362	6.2020	-0.0198	5.1902	0.0129	0.79871	-0.0035	7.5523	-0.0318	4.7500	3318.79	-1.85
2014.12.31	6.2005	6.1908~ 6.2090	6.2040	0.0020	5.1865	-0.0037	0.79991	0.0012	7.5410	-0.0113	5.0700	3388.63	69.84

(出所) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所のデータを基に作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2014 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規] ○「不動産登記暫定施行条例」(国務院令第 656 号、2014 年 11 月 24 日公布、2015 年 3 月 1 日施行) ○「国務院弁公庁の 2015 年の一部祝祭日手配に関する通知」(国弁発明電[2014]28 号、2014 年 12 月 16 日発布・実施)	不動産(土地、海域及び建物、林木等の定着物)の登記に関する初の法規。従来、地方によって登記機関や登記簿の内容、登記情報の管理がばらばらだったが、これらを統一するもの。■登記機関については、県級以上の政府が 1 つの部門をその行政区域の登記機関に定めるとされている。既存の不動産権利証書と不動産登記簿は有効とされているが、今後、登記の変更が必要となると思われるため、今後、制定される本条例の実施細則や地方政府の実施規則に注意されたい。■なお、不動産の権利者と利害関係者は不動産登記資料を閲覧・コピーできるとされているほか、第三者も登記機関に目的を説明し、目的以外に使用しないことと権利者の同意を得ずに登記資料を漏洩しないことを条件に閲覧・コピーができるとされている。 2015 年の祝祭日に関する通知。■元旦:1 月 1 日～3 日の 3 日(1 月 4 日(日)は通常通り)、春節:2 月 18 日～2 月 24 日の 7 日(2 月 15 日(日)と 2 月 28 日(土)は通常通り)、清明節:4 月 5 日(日)(6 日(月)は振替休日)、労働節:5 月 1 日(金)(2 日(土)、3 日(日)は連休)、端午節:6 月 20 日(土)(22 日(月)は振替休日)、中秋節:9 月 27 日(日)、国慶節:10 月 1 日～7 日の 7 日(10 月 10 日(土)は通常通り)。
[規則] ○「一般租税回避防止管理弁法(試行)」(国家税務総局令第 32 条、2014 年 12 月 2 日公布、2015 年 2 月 1 日施行) ○「事業者集中の制限的条件付加に関する規定(試行)」(商務部令 2014 年第 6 号、2014 年 12 月 4 日公布、2015 年 1 月 5 日施行)	一般租税回避(企業が合理的商業目的のない取引によって課税所得を減少させる行為のことで、移転価格や過小資本とは区別されている)に対する税務当局の審査評価・調査・更正等)に関する規則。「企業所得税法」、「特別納税調整実施弁法(試行)」(いずれも 2008 年 1 月 1 日施行)にも一部規定があるが、特に立件・調査・結審・紛争処理の手続きについて規定している。■税務局の調査を受ける企業が租税回避行為でないと認識する場合、「税務検査通知書」を受領した日から 60 日以内に種々の資料(所定)を提出しなければならないとされている。■本規則の制定は、現在、OECD が G20 の委託を受けて進めている「BEPS 行動計画」(多国籍企業による租税回避防止のための行動計画、BEPS は税源浸食と利益移転のこと)に対応したものとされている。今後、税務局の調査・取り締まりの強化が予想される。 「独占禁止法」に基づく商務部への事業者集中(M&A)届出で、制限条件を付加して許可する場合の手続きに関する規定。現行の「事業者集中の資産または業務分離実施に関する暫定施行規定」(2010 年 7 月 1 日施行)が廃止され、新たに制定されたもの。■現行規定と同様、資産または業務の分離(売却)についての規定が中心だが、これは「構造的(制限)条件」とされ、そのほかに①ネットワークまたはプラットフォーム等のインフラの開放、主要技

CHINA WEEKLY

○「国務院関税税則委員会の 2015 年関税実施計画に関する通知」 (税委会[2014]32 号、2014 年 12 月 12 日発布、2015 年 1 月 1 日実施)	術(特許・専有技術またはその他の知的財産権)の使用許諾、排他的契約の中止等の「行為的条件」、②「構造的条件」と「行為的条件」を併用する「総合的条件」があることが明記され、これらの条件を付加する場合は資産または業務の分離についての規定を参照して実施するとされた。■また、商務部が一次審査で競争を排除または制限するとの意見を出した場合、申請者から制限条件を提案できるという規定が設けられた。■資産または業務の分離の実施に当たっては、自ら行うか受託者(商務部の同意を得て申請者が委託する自然人、法人その他の組織)により行うとされ、商務部が定める期限内に売却先を探して商務部に売買契約書を提出するが、期限の定めがない場合は商務部の決定日から 6 ヶ月以内(自ら行う場合は最大 3 ヶ月延長が可能)に売却先を探して売買契約を締結する、とされた。 2015 年の輸出入関税の税率と税目の調整。■輸入関税で最恵国税率よりも低い暫定税率が新たに適用または引き下げられる主な品目は、①光通信用レーザー機器、全自動銅線溶接機などの先進製造業用の設備・部品、②電気自動車用電子制御ブレーキなどの省エネ・排出削減設備、③エチレン、フェロニッケルなどの国内生産に必要な資源・エネルギー、④脂肪降下薬原料、マカダミアナッツ、カメラレンズなどの薬品と日用品。具体的な品目・税率については、財政部の以下のウェブサイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141216_1168256.html
--	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介